



南極地域訪問者のためのガイドンス

推奨XVIII-1、 1994年に京都で開かれた南極条約会議にて採択

南極での活動内容は1959年に締結された南極条約、および付随する合意の元で管理され、それらを総じて南極条約体系と呼びます。この条約によって南極という地は平和と科学の地として定められました。

1991年に南極条約協議国は環境保護に関する南極条約議定書を採択しました。これによって南極は自然保護区に指定されました。この議定書は環境への原理原則、手順と義務を指定することで南極およびそれに依存する、もしくは関連する生態系の包括的な自然保護を目的としています。協議国はまた、可能な限り各国の法律制度に基づいき、議定書の規定を適切に適用すべきであることを合意しました。この環境議定書は1998年1月に批准されました。

この環境議定書は南極条約地域内における観光・非政府活動・政府活動に適用されます。こういった活動が南極の自然に悪影響を与えないこと、また科学的価値や美しさを保つことを目的としています。

この南極地域訪問者のためのガイドンスは、訪れる方々全員が南極条約および議定書の内容に対して必要な知識を持ち、またそれに合わせた行動を取れることを目的としています。訪問される方々は当然ながら南極での行動に対して国家の該当する法規に拘束されます。

南極の野生動物を守りましょう

国家機関からの許可なく南極の野生動物の捕獲、もしくは危害を加えることは禁止されています。

- 航空機、船舶、小型船舶、またその他の移動手段で陸上および海上で野生動物の邪魔となるような行動は取ってはいけません。
- 鳥類やアザラシに餌を与えたり触ったり、また彼らの行動に変化を与えるような近づき方や写真撮影は行ってはいけません。また繁殖時、羽根が抜け替わる時期には特に注意が必要です。
- 植物を傷つけてはいけません。例えば歩いているとき、運転しているとき、また上陸時にコケが繁っている場所や地衣類に覆われたガレ石の斜面を傷つけてはいけません。
- 銃火器類や爆発物を使用してはいけません。野生動物が驚かないように音は最小限に抑えましょう。
- 南極に本来生息していない外来の動植物(生きた家禽・ペットの犬猫・鉢植え)を持ち込んではいけません。

保護地区への配慮

科学的、歴史的に貴重であり、特殊な環境形態を持つ南極を保護するために、南極では様々な地区が特別の保護を受けています。そのため、一部の地域では国家機関の許可がない場合には立ち入りを禁止しています。

また、指定の史跡、記念物や一部の地域およびその周辺には非常に厳しい規制が定められています。

- 特別な保護指定や制限が出されている地域を予め知っておき、その近辺への入出場や行えることに注意してください。
- 適用されている制限に注意してください。
- 史跡、記念物やそれに伴う遺物を傷つけたり、持ち帰ったり、破壊してはいけません。



科学調査への配慮

科学調査の邪魔をしたり、その施設や設備に立ち入ったり触れたりしないでください。

- 科学調査やその施設を訪問するときは必ず事前に許可を取り、訪問の24～72時間前に再度確認を取ってください。また、訪問時には規則に従ってください。
- 調査の設備や目印などに触れたり、移動したりしないでください。また、実験や調査、その備品に近づくこともしないでください。

安全面

南極圏の天候条件は非常に厳しく、頻繁に変化しますので、その条件に適用できる備品、服装をご用意ください。南極圏では予期できぬことも起こりうるため、非常に危険な状況に置かれる可能性があります。

- 自分の能力の限界や南極圏の危険性を認識し、状況に合った行動を取ってください。常に安全性を考慮して計画を立ててください。
- 陸において、また海においても、野生の動物からは一定の距離を置いて行動してください。
- リーダーからのアドバイスや指示はメモを取り、必ず従ってください。そして、自分のグループからは決して離れずに行動してください。
- 適切な備品、または経験がない場合には、絶対に氷河や雪原を歩かないでください。クレバス（氷河の深い割れ目）に落ちる危険性があります。
- 南極圏では常に救助隊が来るとは限りません。しっかりとした行動計画、備品、経験のあるスタッフがいることが一番の安全対策になります。
- 緊急時を除いて緊急避難所にはむやみに立ち入らないでください。緊急避難所に設置されている道具類・食事類を利用した場合は必ず緊急事態が終了した時点で近隣の基地、もしくは国家施設に連絡をしてください。
- 喫煙制限は特に建物周辺では必ず守ってください。また火災の恐れのある行動には細心の注意を払ってください。南極という非常に乾燥した地域では常に火災に対して細心の注意が必要です。

本来の南極を守りましょう

南極は比較的本来の姿を留めており、また地球上で最大の野生動物が生息している大地です。未だに大規模な人間による危害を加えられていません。その状態を守りましょう。

- 陸にゴミや廃棄物は捨てないでください。火を灯すことは禁止されています。
- 池や水路を邪魔したり汚さないでください。洋上で不要となった物は適切な処理をされなくてはなりません。
- 建物・岩などに落書きをしたり削ったりしてはいけません。
- 記念として石・骨・卵・化石・建物の一部等の生物学的・地理学的な標本、もしくは人工遺物を持ち出してはいけません。
- 建物や緊急避難所を汚したり壊したりしてはいけません。それは使用されている有無に関わらず、放置されている建物であっても同様です。